



まちのお知らせ



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ぱすてるからのお知らせです。◆◆◆

☆親子スキンシップあそび ～親子でふれあいあそびをしました～

6月1日、0・1歳児親子を対象に親子スキンシップあそびを行いました。
講師より、赤ちゃんの運動発達を意識した体幹トレーニング、ハイハイの大切さなどの話に、保護者も興味深く聞いていました。

また、軽快な音楽に合わせて、親子で体いっぱい動かし、皆さん笑顔で参加されました。

終了後には「ハイハイをあまりしない」「なかなか歩かない」など個別に講師に相談し、アドバイスを受けてみました。

保護者からは「すごく楽しかった」「少し疲れたけど、また参加したい」などの感想をいただき大好評でした。



▲親子スキンシップあそびの様子

◎令和8年度 後期「ピヨピヨクラブ」の会員募集を行います。

☆ひよこ組 対象児0歳児（令和7年4月2日以降生まれの子）

☆うさぎ組 対象児1・2歳児（令和5年4月2日～7年4月1日生まれの子）

※募集対象は町内在住者です。

※各クラス共

開催日：月2回程度

時 間：午前10時30分～11時15分

クラブ開始 10月（10月に開級式を開催） ※決定者には、後日案内を郵送します。

定 員 各10組（先着順）

申込期間 8月3日（月）～9月14日（月）午前10時～午後4時 ※電話申込可

◎8月のスケジュール（予定）

ワークショップ…22日（土） 誕生会…3日（月） 親子料理教室…7日（金）

休館日 5日（水）、17日（月）、18日（火）、19日（水）、26日（水）

※開館状況が変更になる場合がありますので、ホームページ等にて確認してください。

申込・問合せ先 子育てはうす ぱすてる ☎ 34-1010

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

「お試し体験補助」利用されましたか？

◎お試し体験補助とは

小さいお子さんがいる子育て世帯を応援するため、ファミサポを利用して預かりや送迎などのサポートを受けたとき、利用料金の一部を補助します。

◎利用対象

出生～2歳未満のお子さん（補助対象児童）のいる世帯 ※きょうだいがいる場合、12歳までのお子さんのサポートにも利用していただけます。

◎補助内容

補助対象児童のお子さん1人につき2,400円（上限）、1回限り、2歳未満（2歳の誕生日を迎える月末まで）利用可能です。ぜひ、利用してみてください。 ※事前に利用会員登録が必要です。（会費、登録料無料）

夏の活動中は「こどもの熱中症」にも注意しながらサポートしています。

こどもの熱中症に要注意！

大人と違い、こどもは暑いと言えません。こどもは大人より体温調節が未熟なため、短時間で症状が進むことがあります。こどもの様子をよく見ながら早めの対処が必要です。炎天下はもちろんですが、気をつけたいのはベビーカーや車内などです。ベビーカーの中は、風通しも悪く地面の照り返しで、蒸し風呂状態！要注意です。

車内では、エアコンが効くまでの数分でもこどもの体温は上がってしまいます。車に乗せるときは車内が冷えてから乗せましょう。

こどもの様子に注意しながら、顔が赤い、汗が止まらない、応答が鈍いなどの症状が見られるときは、水分をこまめにとり、涼しい場所で休憩するなどしましょう。

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター（子育てはうす ぱすてる内） ☎ 34-1010

病児・病後児保育の登録を！

◎病児・病後児保育事業とは

こどもが病気または病気のピークが過ぎても集団で保育等ができないため自宅療養が必要になったとき、保護者が仕事等の用事を理由に家庭で面倒をみるできない児童（小学校3年生まで）を専門スタッフのいる施設で一時的に預かる事業です。

◎利用方法

町内に住所を有する人は、大野町・池田町・神戸町・北方町・養老町・岐阜市の病児・病後児保育施設が利用できます。利用を希望される場合は、直接次の施設で登録・予約申込みを行ってください。

	施設名	利用日等 (原則:年末年始と祝日を除く月～土曜日)	住所	電話番号
大野町	特別養護老人ホームまほろば内 病児・病後児保育「アンジュ」	月～金:午前8時30分～午後5時 土:午前8時30分～午後0時30分	大野町南方 356-1	090-1418-1796
池田町	池田ふれあいサポートセンター内 病児・病後児保育室「ひまわり」	月～金:午前8時～午後5時30分 (土:休)	池田町本郷 1628-2	0585-45-3916
神戸町	高田医院内 病児・病後児保育室「オーロラ」	月・火・水・金:午前8時～午後6時 (木・土:休)	神戸町神戸 468	080-8086-8836
北方町	鹿野クリニック 病児保育園「アリエル」	月～金:午前8時～午後6時 土:午前8時～正午	北方町高屋白木 2-77	058-201-7222
養老町	病児保育園「Support you」	月～金:午前9時～午後5時 (土:休)	養老町飯積 1-56-2	0584-84-8130
岐阜市	福富医院 病児保育園「すずらん」	月～金:午前8時～午後6時 土:午前8時～午後5時	岐阜市安食1-87-1	058-238-8555
	河村病院 病児保育園「クララ」	月～金:午前8時～午後6時 土:午前8時～午後4時30分	岐阜市芥見大般若1-84	058-241-3311
	小牧内科クリニック 病児保育園「ピノキオ」	月～金:午前8時～午後6時 土:午前8時～午後4時30分	岐阜市昭和町 2-11	058-215-0101
	山田病院 病児・病後児保育園「ミッキー」	月～金:午前8時～午後6時 土:午前9時～午後4時	岐阜市寺田 7-98-1	058-255-1221
	世界ちゃんとモゲル丸先生の 元気なクリニック「セカモゲ」	月～金・祝日:午前8時～午後6時 土:午前8時～午後5時	岐阜市六条南 2-8-20	058-216-3745
	矢嶋小児科小児循環器クリニック 病児病後児保育室「うりぼう」	月～金:午前8時～午後6時 土:午前8時～午後4時	岐阜市日野南 7-10-7	058-214-7077
	操健康クリニック 病児・病後児保育園「パンダのしっぽ」	月～金:午前8時～午後6時 土:午前8時～午後4時	岐阜市藪田南 1-4-20	070-1683-3003

★利用可能な日時は変更されることがあります。必ず確認してください。

◎利用のながれ

(1) まずは登録（利用の前に登録が必要！）

登録を希望される人は、事前に「登録申請書」を希望する施設へ提出します。

登録に必要なものは、利用施設により異なりますので確認してください。

※登録は毎年度更新が必要です。

(2) 実際に利用する前に施設に予約

利用時には必ず事前に利用施設に予約してください。症状や定員の確認を行います。

予約締め切り時間が施設ごとに異なります。

事前に医師の診察・医療情報提供書が必要な場合があります。

(3) 時間を守って送迎してください

施設から指示のあった持ち物を持参し、施設で定められた時間に送迎してください。

◎利用料

1人1日2,000円程度（生活保護世帯は無料）
希望者に昼食・おやつ代が別途必要な場合があります。
診察・医療情報提供書に別途費用が必要な場合があります。

◎持ち物

- ・処方箋・健康保険証・福祉医療費受給者証等
- ・着替え、下着、タオル、バスタオル、ビニール袋
- ・薬（医師が処方したもの）
- ・昼食
- ・エプロン、おむつ、おしりふき、ほ乳ビン、ミルク（必要な児童のみ）
- ・好きなおもちゃ、本 など

※持ち物には必ず名前を書いてください。

※施設により詳細が異なりますので、事前に施設に直接確認してください。

多子世帯の病児・病後児保育利用料を補助しています

◎対象者

町内に住所を有し、18歳以下（18歳に至る年度の3月31日まで）のこどもを3人以上扶養する保護者

◎補助金額・支払方法

病児・病後児保育を利用したこどもの保護者が、対象施設に支払った費用（ただし飲食物費用、消耗品費用、延長料金等を除く）を指定口座に振込みます。

◎申請方法・必要書類

次の書類に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、申請してください。

・町多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金申請書兼請求書（子育て支援課備付けまたは町ホームページからダウンロード可）

- 必要書類**
- ・振込先口座確認書類（通帳、キャッシュカードのコピー等）
 - ・領収書の原本（利用日、利用したこどもの氏名がわかるもの）

◎申請期限

対象施設を利用した月の末日から6か月以内

申請・問合せ先 子育て支援課 ☎ 35-5370



まちのお知らせ



大野町 こども食堂運営支援補助金交付団体一覧

町では、こども食堂を実施する団体に対して、運営費の一部を補助しています。
こども食堂を利用したい。応援したい。など 興味がある人は一度こども食堂を訪れてみてはいかがでしょうか。

こども食堂をご利用になる際の注意事項

◇開催日時など詳しくは各団体に直接問合せてください。

◇こども食堂への参加については、自己責任にてお願いします。

順不同

ばらの会食堂

主催団体：一般社団法人

一生涯サポート・ばらの会

開催場所：大野町大字相羽9 1 0 番地 8

代 表：坂田 (090-6573-1634)

開催日時：令和9年3月まで毎月開催

毎月第2日曜日

午前11時～午後1時

1回あたりの提供食数：10食

料 金：無料

大野ふれあい食堂

主催団体：大野ふれあい食堂

開催場所：大野ふれあいセンター（旧第一公民館）

大野町大字黒野3 1 5 番地 1

代 表：岩崎

担 当：小里 (090-2682-7150)

開催日時：令和9年2月まで毎月開催

毎月第2土曜日

午前11時30分～午後1時

※学校の長期休暇期間中は変更する場合があります。

1回あたりの提供食数：30食

料 金：こども 無料、大人100円

問合せ先 子育て支援課 ☎ 35-5370

「西美濃地域メタバース相談室」開催中

「孤独や孤立を感じる」「人に会うのが怖い」「でも誰かとつながってみたい」そんな気持ちを抱えている人に向け、メタバース（インターネット上の仮想空間）で、アバターを通じて交流や相談ができる「西美濃地域メタバース相談室」を実施しています。誰かと同じ空間ですごしたり、人の声を聞いたり、チャット等でお話したりしてみませんか。

利用にはニックネーム・メールアドレスの登録が必要です。二次元コード（大垣市のホームページにあります）から申し込んでください。

◎メタバース交流日【予約不要】

キャラクター探しやクイズ、座談会などを行います。チャットや音声で参加するのも、空間にいただけでも大歓迎です。ご自身のペースで参加してください。

開催時間	開催日
午後3時～5時	8月 7日（金）、9月 1日（火）、10月 7日（水）、11月 5日（木）
午後7時～9時	8月17日（月）、9月16日（水）、10月22日（木）、11月20日（金）

◎メタバース相談日【要予約】

チャットや音声等で保健師や社会福祉士等に、個別に相談できます。

開催時間	開催日
午後3時～5時	8月14日（金）、9月 8日（火）、10月14日（水）、11月12日（木）
午後7時～9時	8月24日（月）、9月30日（水）、10月29日（木）、11月27日（金）



▲仮想空間イメージ図



申込二次元コード
（大垣市ホームページ）

問合せ先 福祉課 ☎ 35-5369

届出避難所の登録について

令和7年4月から、地域の集会所等を災害時の避難所として登録する「届出避難所登録制度」を開始しています。

制度の目的	町が指定する避難所（学校等の公共施設）とは別に、自治会や自主防災組織が自主的に開設し、運営する避難所を「届出避難所」として登録し、地域住民が自主的に避難することができる場所を確保することを目的としています。
対象とする施設	所有者または管理者の同意を得た地域の集会所または民間施設等、次の要件を満たす施設 【登録要件（大野町届出避難所の登録及び運営に関する要綱第3条）】 ・避難スペースとして利用できる床面積が20㎡以上であること。 ・合併処理浄化槽が設置してあること。 ・立地及び構造は次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。 ア 浸水想定区域外に立地する集会所等であること。 イ 土砂災害特別警戒区域外及び土砂災害警戒区域外に立地する集会所等であること。 ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たす集会所等であること。

登録により活用できる補助金もありますので、ぜひ検討してください。（届出避難所において使用する資機材等の購入に係る経費に対する補助金）

問合せ先 総務課 ☎ 35-5364

『大野の太鼓判』として自慢の商品を町ぐるみでPRしてみませんか？

大野の太鼓判 第14回公募のご案内



◎「大野の太鼓判」の認定を受けると

- ・「大野の太鼓判」認定ロゴマークを商品に使用することができます。
- ・町広報紙やホームページ、雑誌等へ掲載し、商品のPRができます。
- ・町が主催、共催または参加する物産展等へ優先的に出店することができます。
- ・町が全面的にバックアップし、商品のトップセールスができます。
- ・事業所の要望等に、各委員が可能な限りアドバイスします。

◎対象商品 町内で開発もしくは生産された商品、または町内で産出された農林水産物およびその加工品

◎応募資格 町内に主たる事業所、住所を有する1個人および法人またはそれらの者で構成された団体

◎応募件数 1事業者あたり3点まで

◎募集期間 8月31日（月）まで

※窓口への提出は土・日・祝日を除く

◎スケジュール（審査）11月（認定）12月

◎応募方法 「大野の太鼓判公募要領」を確認のうえ「大野の太鼓判認定申請書」に関係書類を添えてまちづくり推進課へ提出してください。申請書のダウンロードおよび内容については、町ホームページを確認してください。

問合せ先 まちづくり推進課 ☎ 35-5374

北見市
ところ通信
Vol. 318

第41回サロマ湖100kmウルトラマラソン — 声援を力にサロマ湖畔を駆け抜ける —

6月28日、ウルトラマラソンが開催され、3,876人が出場し、サロマ湖畔を駆け抜けました。

大会では、滋賀県のびわ湖マラソン、茨城県のかすみがうらマラソンとともに「日本3大湖マラソン」の一つとして開催し、全てのレースを完走されたランナーも誕生しました。

また、常呂中学校や常呂高校の生徒など、多くのボランティアが参加され、運営をサポート。給水所では「頑張ってください」「あともう少し」などと温かな声援を送りながら水や果物を渡す様子も見られました。





水道料金改定のお知らせ

上水道料金の改定内容

令和8年6月議会にて上水道料金の改定が可決されました。

令和8年10月1日（令和8年12月請求分）より新料金が適用となります。



主な改定内容

基本料金と超過料金を30%引き上げます。

口径別	基本水量	現行料金	新料金	メーター 使用料	超過料金	
					現行料金	新料金
13mm	10㎡	1,100円	1,430円	77円	基本水量 を超える 水量1㎡ 当たり	110円
20mm	20㎡	2,200円	2,860円	154円		
25mm	30㎡	3,300円	4,290円	154円		
30mm	45㎡	4,950円	6,435円	286円		
40mm	80㎡	8,800円	11,440円	286円		
50mm	100㎡	11,100円	14,300円	1,540円		
51mm 以上	150㎡	16,500円	21,450円	1,870円		143円

※変更箇所のみ抜粋、全て税込表示

料金 モデルケース 口径13mmで30㎡/月の場合



上水道料金改定スケジュール

料金改定日
10月1日

月	8月	9月	10月	11月	12月
水道使用期間		8月中旬～ 9月中旬	9月中旬～ 10月中旬	10月中旬～ 11月中旬	11月中旬～ 12月中旬
請求分		10月分	11月分	12月分	1月分
納付期限 口座振替		11月2日	11月30日	12月25日	2月1日
料金改定	現行料金			新料金	

◎改定日より前から利用している人

令和8年10月1日以降の最初の検針分は現行料金。それ以降の検針分は新料金となります。

◎改定日以降に新規に利用を開始する人

新料金の適用となります。

問合せ先

建設課

☎ 35-5376

町営住宅入居者募集中

礼金・共益費なし！ 静かな環境で全室日当たり良好！ 商業施設も近くて便利！

団 地 名	中之元北団地（特定公共賃貸住宅）2～4階部分		
募集戸数	若干数 2DK、3DK		
住宅使用料 （賃貸条件等）	使用料	2DK 43,000円／月（駐車場1台、2㎡の物置を含む） 3DK 52,000円／月（駐車場1台、2㎡の物置を含む）	
	敷 金	家賃の3か月分	
	その他	インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り	
入居資格 （全てに該当すること）	・ 昨年の1か月の世帯全員の所得金額（※）が158,000円以上487,000円以下の人（所得の上昇が見込まれる人を含む） ・ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること ・ 現に同居し、または同居しようとする親族があること ・ 現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと ・ その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと		

※ 1か月の所得とは（年間所得金額－控除額の合計）÷12か月

◇駐車場は、1戸につき1台です。◇応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページを確認してください。

申込・問合せ先

建設課

☎ 35-5376

農業委員会からのお知らせ

令和8年7月の任期満了に伴い、町農業委員・町農地利用最適化推進委員の募集を行い、農業委員14名を任命し、農地利用最適化推進委員12名を委嘱しました。

各委員は次のとおりです。（任期：令和8年7月20日～令和11年7月19日）

◎農業委員（敬称略） ◎農地利用最適化推進委員（敬称略）

氏名	氏名	担当地区
末守 吾郎	松浦 弘	大野地区
馬淵 明雄	若原 成行	
松浦 あけみ	渡邊 靖	豊木地区
内田 博人	所 勝重	
山本 博之	久保田 静真	富秋地区
見屋井 美栄子	内藤 昭宏	
河野 正和	岩崎 和広	西郡地区
目加田 菊次	武藤 義孝	
山村 隆昌	野村 浩之	鶯地区
河田 幸則	細川 和義	
加納 賢	國枝 哲郎	川合地区
小川 美代子	石原 真也	
青木 優		
飯沼 良一		

農業委員会は、農業者の代表として市町村長から任命された農業委員により構成される行政委員会です。また、農地等の利用を最適化するための農地利用最適化推進委員を、農業委員会が委嘱することが義務付けられています。

◎農業委員会・農地利用最適化推進委員の主な業務

農地転用に係る意見、農地無断転用の防止・解消など、農地法等に基づく農業委員会の権限に属する事項のほか、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化に関する事項についての調査・審議等を行います。

問合せ先

農林課

☎ 35-5373



まちのお知らせ



国保だより

3 すべての人に
健康と福祉を



8月から高額療養費制度が見直されます！

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。

- ・原則、マイナ保険証をお持ちの人は医療機関を受診する際、手続きなしで高額医療費の適用を受けられます。
- ・マイナ保険証をお持ちでない人は、限度額適用認定証が必要となります。役場住民課に申請をしてください。
- ・保険税に未納がある場合、限度額は適用されません。

◎自己負担限度額（70歳未満の人の場合）

令和8年8月改正の金額です。

所得区分 ^{※1}	3回目まで	4回目以降 ^{※2}	年間上限 ^{※3}
(ア) 所得901万円超	270,300円+(総医療費-901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円
(イ) 所得600万円超～901万円以下	179,100円+(総医療費-597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円
(ウ) 所得210万円超～600万円以下	85,800円+(総医療費-286,000円)×1%	44,400円	530,000円
(エ) 所得210万円以下（(オ)を除く）	61,500円	44,400円	530,000円 ^{※4}
(オ) 住民税非課税世帯	36,900円	24,600円	290,000円

（同じ世帯で同じ月に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分があとから支給されます。）

- ※1 所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は、所得区分（ア）とみなされます。
- ※2 過去12か月以内に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。
- ※3 年間上限は、8月～翌年7月の1年間で計算します。※4 一部410,000円の場合があります。

◎自己負担限度額（70歳以上75歳未満の人の場合）

令和8年8月改正の金額です。

所得区分 ^{※1}	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	年間上限 ^{※2}
現役並み所得者Ⅲ （課税所得690万円以上）	270,300円+（総医療費-901,000円）×1% 【4回目以降140,100円】 ^{※3}		1,680,000円
現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万円以上）	179,100円+（総医療費-597,000円）×1% 【4回目以降93,000円】		1,110,000円
現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上）	85,800円+（総医療費-286,000円）×1% 【4回目以降44,400円】		530,000円
一般 （課税所得145万円未満等）	22,000円 ^{※4}	61,500円 【4回目以降44,400円】	530,000円 ^{※5}
低所得者Ⅱ	11,000円 ^{※6}	25,700円 【4回目以降24,600円】	290,000円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,700円	180,000円

- ※1 現役並み所得者…保険証の負担割合が3割の人
一般…現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の人
低所得者Ⅱ…世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
低所得者Ⅰ…世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人。
- ※2 年間上限は、8月～翌年7月の1年間で計算します。
- ※3 過去12か月以内に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。外来（個人単位）の限度額を超えた場合の支給は回数に含みません。
- ※4 外来の年間上限（8月～翌年7月）は216,000円
- ※5 一部410,000円の場合があります。
- ※6 外来の年間上限（8月～翌年7月）は96,000円

◎自己負担額の計算方法

- ・月ごと（1日から末日まで）の受診について計算。
- ・2つ以上の病院・診療所にかかった場合は、別々に計算。
- ・同じ病院・診療所でも、歯科は別計算。また外来・入院も別計算。
- ・入院したときの食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外。
- ・70歳以上75歳未満の人は、病院・診療所、歯科の区別なく合算。

国民健康保険税（普通徴収）は口座振替を原則としています。

国民健康保険は、相互扶助の考えに基づき、加入者の皆さんの税等により運営されています。保険税は皆さんの医療費にあてられる貴重な財源となります。税を期限までに納めないときは、延滞金が発生することがあります。また、給付に制限がかかる場合や、財産を差し押さえられることもあります。

新規で国民健康保険に加入される人は、加入手続きの際に口座がわかる通帳、印鑑、キャッシュカードを持参してください。

現在、国民健康保険に加入中で、口座振替の利用登録をしていない人は取扱金融機関、または役場住民課にて口座振替の手続きをお願いします。

◎口座振替について

- ・申込みされた指定口座から納付期限日に引き落としされる方法です。

- ・解約や変更届が提出されない限り、継続されます。
- ・開始時期は申込み後、2か月後からになります。（キャッシュカードで手続きされた場合は、翌月から適用です。）

◎申込方法 「町税等口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、取扱金融機関、または役場住民課に提出してください。

※ゆうちょ銀行は手続きが異なりますので、問合せてください。役場ではキャッシュカードによる口座振替の登録も可能です（カードの種類によってはできない場合もあります）。

◎取扱金融機関 大垣共立銀行、十六銀行、大垣西濃信用金庫、岐阜信用金庫、岐阜商工信用組合、いび川農業協同組合、西美濃農業協同組合、ゆうちょ銀行

※町税等口座振替依頼書は、各金融機関や役場住民課に備付けてあります。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368